

令和2年12月9日

青森県教育委員会第863回定例会

期 日 令和2年12月9日(水)  
場 所 教育庁教育委員会室

## 会 議 次 第

1	開 会	
2	報 告	
	○報告第1号	議案に対する意見について …………… 1
	○報告第2号	青森県生涯学習審議会への諮問について …………… 2
3	陳 情	
	○陳情第1号	県立高等学校教育改革に係る件について …………… 3
4	議 案	
	○議案第1号	青森県営スケート場条例の一部を改正する条例 の施行期日の修正について …………… 4
	○議案第2号	青森県営スケート場規則の一部を改正する規則 案について …………… 6
5	その他	
	○職員の懲戒処分の状況について ……………	9
6	閉 会	

# 報告第 1 号

## 議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

### 記

- 1 令和 2 年度青森県一般会計補正予算（第 5 号）案（教育委員会所管分）
- 2 工事の請負契約の件
- 3 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

# 報告第2号

## 青森県生涯学習審議会への諮問について

青森県における新しい時代の生涯学習・社会教育の推進の在り方に関する下記の事項について青森県生涯学習審議会に諮問したので、報告します。

### 記

- 1 多様な人々のつながりと新しい技術の活用による生涯学習・社会教育の推進について
- 2 地域全体で子どもを育む家庭教育支援の在り方について

# 陳情第 1 号

## 県立高等学校教育改革に係る件について

### 1 「三戸郡内に青森県立高等学校 2 校の存続を求める要望書」の件

- ・提出者住所 青森県三戸郡南部町大字苫米地字下宿 2 3 番地 1
- ・提出者氏名 三戸郡町村会 会長 工藤 祐直 外 8 名
- ・受理年月日 令和 2 年 1 1 月 1 1 日

### 2 「青森県立三戸高等学校の存続を求める要望書」の件

- ・提出者住所 青森県三戸郡三戸町大字在府小路町 4 3 番地
- ・提出者氏名 青森県立三戸高等学校と地域の未来を創る会  
会長 三戸町長 松尾 和彦
- ・受理年月日 令和 2 年 1 1 月 1 1 日

### 3 「青森県立名久井農業高等学校の存続を求める要望書」の件

- ・提出者住所 青森県三戸郡南部町大字苫米地字下宿 2 3 番地 1
- ・提出者氏名 青森県立名久井農業高等学校を応援する会  
会長 南部町長 工藤 祐直
- ・受理年月日 令和 2 年 1 1 月 1 1 日

# 議案第 1 号

## 青森県営スケート場条例の一部を改正する条例の 施行期日の修正について

### 1 提案理由

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例の施行期日を令和 2 年 1 2 月 1 日から令和 2 年 1 2 月 1 9 日に修正するため提案するものである。

### 2 概要

青森県営スケート場に設置したスポーツライミング施設の使用料を定めた、青森県営スケート場条例の一部を改正する条例の施行期日については、設置工事が終了し、1 1 月末までに引渡しとなる目処が立ったため、令和 2 年 1 1 月 4 日に開催された第 8 6 2 回教育委員会定例会において、令和 2 年 1 2 月 1 日と定める規則案が議決されたところである。

しかし、供用開始に当たっては、施設の引渡し後、現物の高さや幅、設置位置等を一つずつ確認しながら、施設管理者及び競技団体と使用方法等について調整することが必要となり、供用開始日を令和 2 年 1 2 月 1 9 日としたことから、これに合わせ、議決済みの規則案に規定する施行期日を令和 2 年 1 2 月 1 9 日に修正するものである。

### 3 修正後の規則案

別紙のとおり

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例（令和二年三月青森県条例第二十六号）の施行期日は、令和二年十二月十九日とする。

# 議案第2号

## 青森県営スケート場規則の一部を改正する規則案について

### 1 提案理由

青森県営スケート場のスポーツライミング施設を個人使用及び団体使用する場合の使用手続について定めるため、提案するものである。

### 2 概要

青森県営スケート場にスポーツライミング施設が完成し、令和2年12月19日から供用を開始することに伴い、スポーツライミング施設を個人及び団体で使用する場合は教育委員会の承認を受ける必要がないこととするものである。

### 3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和2年12月19日

## 青森県営スケート場規則の一部を改正する規則案

青森県営スケート場規則の一部を改正する規則を次のように定める。

### 青森県営スケート場規則の一部を改正する規則

青森県営スケート場規則（昭和六十年十月青森県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「除く。）」の下に「並びに同表第三号に規定する個人使用及び団体使用」を加える。

第三条第五項中「個人使用及び団体使用（貸切使用を除く。）」を「施設の使用」に改める。

### 附 則

この規則は、令和2年12月19日から施行する。

青森県営スケート場規則 新旧対照表

下線部分は改正部分

改正後	改正前
<p>(条例第三条の規則で定めるもの)</p> <p>第二条 条例第三条の教育委員会規則で定めるものは、条例別表第一号イ及び第二号イの(1)に規定する個人使用及び団体使用(貸切使用を除く。)<u>並びに同表第三号に規定する個人使用及び団体使用とする。</u></p> <p>(使用手続)</p> <p>第三条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前条に規定する<u>施設の使用をしようとする者は、使用料と引き換えに交付を受けた使用券により使用するものとする。</u></p>	<p>(条例第三条の規則で定めるもの)</p> <p>第二条 条例第三条の教育委員会規則で定めるものは、条例別表第一号イ及び第二号イの(1)に規定する個人使用及び団体使用(貸切使用を除く。)とする。</p> <p>(使用手続)</p> <p>第三条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前条に規定する<u>個人使用及び団体使用(貸切使用を除く。)</u>をしようとする者は、使用料と引き換えに交付を受けた使用券により使用するものとする。</p>

## [その他]

### 職員の懲戒処分の状況について 令和2年12月（11月1日～11月30日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 西北地域の高等学校 教諭（31歳 男性）
- ②事件の概要等 物損事故
- ・ 令和2年8月23日（日）午後0時30分頃
  - ・ 青森市内のパチンコ店の駐車場
  - ・ 駐車場から出庫するために車を前進させた際、左側から直進してきた車と衝突したものの。
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 令和2年11月10日
- ⑤その他 令和元年10月12日に物損事故、令和2年4月10日に交通法規違反（速度超過）を起こしていることから量定を加重
- 事案2 ①被処分者 特別支援学校 教諭（36歳 男性）
- ②事件の概要等 窃盗
- ・ 令和元年11月23日（土・祝）午後0時30分頃、青森市内の水族館において、落ちていた他人の財布から現金5万8千円を窃取したものの。
- ③処分内容 停職3月
- ④処分年月日 令和2年11月20日

# 参 考 資 料

第 8 6 3 回定例会（令和 2 年 1 2 月）

- 報告第 1 号  
議案に対する意見について P 1 ~P 4
- 報告第 2 号  
青森県生涯学習審議会への諮問について P 5 ~P 9
- 陳情第 1 号  
県立高等学校教育改革に係る件について P10~P16

令和 2 年度 1 1 月補正予算の概要について（教育委員会所管分）

補 正 予 算 額	1, 2 0 1, 1 1 1 千円
現 計 予 算 額	1 3 5, 6 9 7, 7 9 8 千円
補正後の予算額	1 3 6, 8 9 8, 9 0 9 千円

◎計上の主なもの

<b>教育指導費</b>	<b>2 4, 4 5 3 千円</b>
○県立学校修学旅行キャンセル料支援事業費	2 2, 9 5 3 千円
県立学校における児童生徒の保護者の経済的な負担軽減を図るため、修学旅行が中止または延期となった場合に発生するキャンセル料を支払うのに要する経費	
<b>総合学校教育センター費</b>	<b>4 9, 3 8 2 千円</b>
○研修環境等整備事業費	4 9, 3 8 2 千円
県立学校における I C T 活用による教育の充実を推進するため、総合学校教育センターにおいて遠隔教育を実施するための設備等を整備するのに要する経費	
<b>高等学校管理費</b>	<b>5 7, 1 5 0 千円</b>
<b>教育振興費</b>	<b>6 4 9, 2 8 3 千円</b>
<b>特別支援学校費</b>	<b>2 8 6, 7 6 7 千円</b>
○県立学校情報教育推進事業費	7 7 8, 4 4 0 千円
県立学校における I C T 活用による教育の充実を推進するため、短焦点プロジェクトや電子黒板等、特別支援学校の児童生徒のための I C T 入出力支援装置を整備するのに要する経費の増額補正	
○県立学校感染症対策環境整備事業費	7 0, 2 0 0 千円
県立学校における感染防止対策のための自動水栓の整備に要する経費	
○産業教育設備整備事業費	1 4 4, 5 6 0 千円
県立高等学校における新型コロナウイルス感染症対策による実習等の機会減少への対応を図るため、産業教育設備を整備するのに要する経費	
<b>社会教育振興費</b>	<b>1, 9 4 7 千円</b>
<b>少年自然の家費</b>	<b>3, 9 3 5 千円</b>
○梵珠少年自然の家感染症対策強化事業費	3, 9 3 5 千円
○種差少年自然の家感染症対策強化事業費	1, 9 4 7 千円
県立社会教育施設において感染防止対策を図るため、自動水栓等の整備に要する経費	

**図書館費** 16,248千円

- 県立図書館感染症対策強化事業費 16,248千円  
県立社会教育施設において感染防止対策を図るため、自動水栓等の整備に要する経費

**総合社会教育センター費** 33,954千円

- 新しい生活様式に対応した社会教育基盤整備事業費 28,545千円  
新しい生活様式に対応した社会教育を推進するため、オンライン及び非接触型の会議・ワークショップ等の実施に向けた機器整備を行うとともに、インターネットによる学習教材を更新するのに要する経費
- 総合社会教育センター感染症対策強化事業費 5,409千円  
県立社会教育施設において感染防止対策を図るため、自動水栓の整備に要する経費

**体育振興費** 77,992千円

- 体育施設運営管理事業費 77,992千円  
県有体育施設において感染防止対策を図るため、新青森県総合運動公園におけるチケット券売システム、青森県武道館における主競技場柔道畳等の整備に要する経費

## 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 概要

### 1 概 要

知事等の期末手当について、県の一般職及び国の特別職の取扱いを踏まえ、支給割合を改めるものである。

### 2 改定内容

年 度	支 給 月 数		
	6 月 期	1 2 月 期	年 間
R 2 改定前	1. 6 2 5	1. 6 2 5	3. 2 5
R 2 改定後	1. 6 2 5	1. 5 7 5 (△0.05)	3. 2 0 (△0.05)
R 3	1. 6 0 0 (△0.025)	1. 6 0 0 (+0.025)	3. 2 0

### 3 改定の考え方

知事等の期末手当の支給割合は、国の特別職の期末手当の取扱いを踏まえ、県の一般職の期末・勤勉手当の支給割合に対する比率を国と同様に維持するように改定しており、今回も同様とする。また、令和3年度以後は期別支給割合が同じになるよう引下げ分を均等割するものである。

### 4 施行期日

公布の日。ただし、令和3年6月期以降の支給割合に係る部分は令和3年4月1日施行。

#### <参考1> 国の特別職の支給割合

年 度	支 給 月 数		
	6 月 期	1 2 月 期	年 間
R 2 改定前	1. 7 0 0	1. 7 0 0	3. 4 0
R 2 改定後	1. 7 0 0	1. 6 5 0 (△0.05)	3. 3 5 (△0.05)
R 3	1. 6 7 5 (△0.025)	1. 6 7 5 (+0.025)	3. 3 5

（国の一般職  
勤末手当の引下げ  
一般の職員△0.05月  
指定職職員△0.05月）

#### <参考2> 本県の一般職の支給割合

年 度	支 給 月 数								
	6 月 期			1 2 月 期			年 間		
	期 末	勤 勉	計	期 末	勤 勉	計	期 末	勤 勉	計
R 2 改定前	1. 2 5 0	0. 9 0 0	2. 1 5 0	1. 2 5 0	0. 9 0 0	2. 1 5 0	2. 5 0	1. 8 0	4. 3 0
R 2 改定後	1. 2 5 0	0. 9 0 0	2. 1 5 0	1. 2 0 0 (△0.05)	0. 9 0 0	2. 1 0 0 (△0.05)	2. 4 5 (△0.05)	1. 8 0	4. 2 5 (△0.05)
R 3	1. 2 2 5 (△0.025)	0. 9 0 0	2. 1 2 5 (△0.025)	1. 2 2 5 (+0.025)	0. 9 0 0	2. 1 2 5 (+0.025)	2. 4 5	1. 8 0	4. 2 5

## 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 概要

### 1 概 要

令和2年11月4日付けの青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の期末手当の支給割合を改めるものである。

### 2 改定内容

#### (1) 人事委員会勧告及び報告に伴う改正

＜公布日施行＞

##### ア 職員の給与に関する条例の一部改正

区 分	改 正 内 容
期末手当 (第19条)	年間の支給割合を0.05月分引下げ。

##### イ 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

区 分	改 正 内 容
期末手当 (第6条)	年間の支給割合を0.05月分引下げ。

※ 現在、任期付研究員はいない。

##### ウ 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

区 分	改 正 内 容
期末手当 (第8条)	年間の支給割合を0.05月分引下げ。

※ 現在、当該条例に該当する任期付職員は知事部局に18名いるが、特定任期付職員ではないため、職員の給与に関する条例の給料表を適用している。

#### (2) 附則関係

ア 期末手当の支給割合の引下げについては、令和2年12月期から適用する。

イ 令和3年6月期以降の期末手当の支給割合については、令和3年4月1日施行とする。

青教生第1040号  
令和2年11月27日

青森県生涯学習審議会会長 殿

青森県教育委員会教育長

## 諮 問 書

青森県における新しい時代の生涯学習・社会教育の推進の在り方に関する次の事項について、別紙理由書を添えて諮問します。

- 1 多様な人々のつながりと新しい技術の活用による生涯学習・社会教育の推進について
- 2 地域全体で子どもを育む家庭教育支援の在り方について

## 理 由 書

### 青森県における新しい時代の生涯学習・社会教育の推進の在り方について

#### 【理由】

##### （第3期教育振興基本計画）

平成30年6月に閣議決定された第3期教育振興基本計画では、教育基本法の理念の下、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、持続可能な開発目標（SDGs）をはじめとする国際的な政策の動向も踏まえ、2030年以降の社会を展望した教育政策の在り方が示されています。

具体的には、人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）の到来に向け、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を、今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとした上で、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」「生涯学び、活躍できる環境を整える」などの五つの今後の教育政策に関する基本的な方針が掲げられ、今後留意すべき点として新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造などについて示されています。

##### （中央教育審議会における審議経過）

中央教育審議会生涯学習分科会では、中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」（平成30年12月）で示された内容を踏まえた上で、新しい時代の生涯学習・社会教育の基本的な方向性や推進方策について議論が行われ、令和2年9月に議論の整理として「多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～」が公表されました。

その中では、新型コロナウイルス感染症への対応が学校教育のみならず社会教育にも大きな影響を与え、それぞれの場において学びを止めないことの重要性が共有されたとともに、ICTなどの新しい技術を活用した学びなど、学びの新たな可能性も示されたこと、持続可能な開発目標（SDGs）のテーマである「誰一人として取り残されることなく」生きがいを感じることでできる包摂的な社会を目指す生涯学習や社会教育の在り方が強く求められていること、自然災害による被害が激甚化し頻発している中で、「命を守る」生涯学習や社会教育を通じて、住民の生きる意欲を支えることの重要性が強く認識されるようになってきたことを踏まえた上で、推進方策として、新しい技術を活用した「つながり」の拡大、学びと活動の循環・拡大、個人の成長と社会の発展につながるリカレント教育の推進等に関する取組が掲げられています。また、地域における家庭や子どもの育ちを取り巻く環境が変化する中、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが一層重要となっていることも示されています。

### （本県の現状）

本県は人口減少が全国の中でも速いスピードで進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所によると、2045 年の本県人口は 82 万 4 千人と推計され、年齢 3 区分別の内訳では、15～64 歳の生産年齢人口は 37 万 1 千人、65 歳以上の老年人口は 38 万 5 千人と推計され、国勢調査が始まった大正 9 年以降、初めて老年人口が生産年齢人口を上回る推計となっています。

また、平成 27 年の国勢調査の結果によると、本県の核家族世帯数は全世帯数のほぼ半数程度で推移していますが、3 世代世帯の割合が平成 17 年の 15.2%から平成 27 年には 11.0%と大きく減少しています。加えて、18 歳未満の子どもがいる世帯は、平成 17 年の 28.3%から平成 27 年には 22.0%まで減少しています。

このような家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化などにより、本県の家庭教育を取り巻く環境は大きく変化しており、親が身近な人から子育てについて学んだり助け合ったりする機会が減少するなど、家庭教育を行うことが困難な状況となっています。さらに、このような変化は、子どもや若者の意識や行動に大きな影響を及ぼし、少年非行、いじめや不登校、ニート、ひきこもり、貧困、虐待など、子どもや若者をめぐる問題はますます複雑化、多様化しています。

以上のような状況に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大は、地域の祭りや各種研修・講座の延期・中止に代表されるように、本県の地域社会の在り方や生涯学習・社会教育の取組にも大きな影響を与えています。

### （青森県教育振興基本計画）

平成 31 年 1 月に策定した「青森県教育振興基本計画」では 2030 年のめざす姿を掲げています。生涯学習に関わるものとして、一つ目は、「あおもりを愛し、新しい時代を主体的に切り拓く青森県民」です。ふるさとあおもりに誇りと愛着を持ち、自分らしい生き方を実現する力を身に付けている姿を目指しています。二つ目は、「社会全体が連携し、一貫して育む『生きる力』」です。学校・家庭・地域の連携が進み、社会に開かれた学校教育や地域全体での家庭教育支援が実践されている姿を目指しています。三つ目は、「多様な人財が活躍し、支える青森県」です。若者や女性などの人財が、地域の魅力や可能性を理解し、地域の資源を生かした「生業」づくりや地域づくりに取り組むリーダーとして活躍している姿を目指しています。四つ目は、「生きがいを感じ、心豊かに暮らせる地域」です。若者や高齢者まで、男性も女性も分け隔てなく、障害のある人や病気などの困難を抱えている人、失敗や挫折を経験したことのある人も全て、地域との関わりの中で、多様な生き方、働き方を実現している姿を目指しています。

以上を踏まえ、本県における新しい時代の生涯学習・社会教育を推進していくに当たり、今後、必要となる振興方策について、次の事項を中心に御審議をお願いします。

重点審議事項の一つ目は、「多様な人々のつながりと新しい技術の活用による生涯学習・社会教育の推進について」であります。

中央教育審議会生涯学習分科会の議論の整理では、新しい時代の学びの在り方として、様々な背景を有する多様な世代の人々がつながり、共に学び合うことにより、新たなアイデアが生まれ課題解決につながることや、他者を理解し、受け入れ、共生する社会の実現につながることを期待されること、新しい技術を活用した「オンラインによる学び」と「対面による学び」の組合せで学びが更に豊かなものになることが示されています。また、「誰一人として取り残さない」包摂的な社会の実現のため、様々な人々に必要な学びの機会を設け、学びを通じて人々の生命や生活を守る「命を守る」生涯学習・社会教育という視点が今後ますます重要になることが示されています。

こうしたことから、多様な人々のつながりと「オンラインによる学び」等の新しい技術の活用による生涯学習・社会教育の推進について、先進事例も参考としながら、御検討をお願いします。

その際、様々な理由で困難を抱える人々を含め、全ての人が防災等について必要な知識を得たり、共に学び合ったりする機会を充実させ、包摂的な社会を実現するため、高齢者から子ども・若者まで、全ての県民が生涯を通じて学ぶことができる環境づくりの方策について、御検討をお願いします。

また、健康寿命が伸び、人生100年時代と言われる時代にあって、これまでの「教育－仕事－引退」という3ステージの単線型の人生ではなく、より多様で豊かな生き方・暮らし方のマルチステージの人生が志向されるようになっていきます。マルチステージの人生においては、生涯学習の成果を実際の活動に生かすとともに、その活動を踏まえて更に学びを深め広げていくことが重要となることから、学びと活動の循環を促進するための方策について、御検討をお願いします。

重点審議事項の二つ目は、「地域全体で子どもを育む家庭教育支援の在り方について」であります。

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤となる場です。文部科学省では、保護者への相談対応や地域とのつながりづくりの充実に努めるため、子育てや教員の経験者等、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チームの設置促進等により、家庭教育支援活動を推進しています。また、平成28年に、文部科学省と厚生労働省は、教育分野と福祉分野の連携を強化し、家庭教育支援や児童健全育成に係る取組を一層充実させるよう求めています。本県においても、家庭教育支援を社会教育行政の重点的な取組の一つとして位置づけ、保護者向け学習プログラムの作成や、各地域で子育てを応援する家庭教育支援者やリーダーの育成、地域全体で家庭教育を支援していく機運を高める取組等を行っています。

しかしながら、文部科学省等の調査によれば、子育てに悩みや不安を抱えながら、相談できる人が近くにいない保護者の割合は依然高い状況にあり、約9割の人が子育てについて地域の支えが重要だと考えています。また、本県においても、多様な主体が連携して地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりや支援に対する理解が十分に進んでいるとは言えない状況にあります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、家庭で過ごす時間が増加しており、家庭教育の重要性が改めて注目されています。

こうしたことから、地域全体で子どもを育む家庭教育支援の在り方について、本県の現状と課題を把握・分析した上で、御検討をお願いします。

その際、地域における家庭教育支援活動の更なる活性化を図るため、相談体制の整備、行政や地域住民、学校、企業、NPO等の多様な主体の連携方策についても御検討をお願いします。

また、家庭教育支援の更なる活性化のためには、保護者等に対する家庭教育への理解を深める取組や、地域全体への家庭教育支援についての普及啓発活動とともに、家庭教育支援活動に携わる様々な人材の確保や資質向上も必要とされることから、保護者や地域住民に対する学習機会の提供及び家庭教育支援活動に携わる人材の育成・確保の方策について御検討をお願いします。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項であります。新しい時代の生涯学習・社会教育の推進に向けた振興方策に関連し、必要な事項について幅広く御検討いただきますようお願いします。

青森県教育委員会教育長 和 嶋 延 寿 殿

## 三戸郡内に青森県立高等学校2校の 存続を求める要望書



三 戸 郡 町 村 会

三 戸 郡 町 村 議 会 議 長 会

三 戸 郡 教 育 振 興 会 教 育 長 部 会

青 森 県 立 三 戸 高 等 学 校  
後 援 会 ・ 同 窓 会 ・ 父 母 教 師 会

青 森 県 立 名 久 井 農 業 高 等 学 校  
後 援 会 ・ 同 窓 会 ・ 父 母 と 教 師 の 会



## 三戸郡内に青森県立高等学校2校の存続を求める要望書

青森県教育委員会では、今年度、青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画の策定に向けて、県内各地区において懇談会や意見交換会を開催しているところではありますが、三戸郡内では、県立三戸高等学校商業科が平成26年3月に閉科されたほか、県立南部工業高等学校が平成27年3月に閉校され、さらに第1期実施計画に基づき、県立五戸高等学校及び県立田子高等学校が、来年度末をもって閉校することが決まっております。我々、三戸郡内町村においては、これ以上、郡内から学びの場が奪われてしまうことに、強い危機感を抱いているところでもあります。

三八圏域全体の教育環境と地域の活力を守るため、関係団体が一体となり、オール三戸郡として、以下の事項を要望いたします。

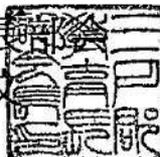
1. 地域や行政と連携した活動を通じて強い絆で結ばれ、地域にとってなくてはならない存在として住民が望む県立三戸高等学校及び県立名久井農業高等学校2校の存続を求めます。
2. これまで以上に、知事部局と教育委員会部局とが連携強化を図り、知事部局が進めている地域振興、人口減少対策の視点を青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画に反映し、その施策と整合させることを求めます。  
併せて、地元卒業生に就職先として選ばれる、魅力あふれる地域産業の成長・創出を求めます。
3. 過疎地域等における教育機会を確保するため、40人4学級とする基本的な学校規模を見直すとともに、Withコロナ、アフターコロナを見据えて学級編制の弾力化を進め、青森県ならではのさらなる少人数学級の導入と、教員定数の加配による高等学校教育の魅力化を図ることを求めます。
4. 郡内それぞれの地域から、通学しやすい交通体制の整備を求めるとともに、募集停止や閉校に伴い、負担を強いられることとなった保護者の経済的負担を軽減するため、通学費や下宿費の補助制度の創設を求めます。

令和2年11月11日

青森県教育委員会教育長 和 嶋 延 寿 殿

三戸郡町村会  
会長 工 藤 祐 直 

三戸郡町村議会議長会  
会長 福 山 恵 一 郎 

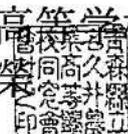
三戸郡教育振興会教育長  
部会長 友 田 博 文 

青森県立三戸高等学校後援会  
会長 工 藤 忠 善 

青森県立三戸高等学校同窓会  
会長 中 野 孝 

青森県立三戸高等学校父母教師会  
会長 関 根 淳 一 

青森県立名久井農業高等学校後援会  
会長 奥 谷 史 人 

青森県立名久井農業高等学校同窓会  
会長 四 戸 清 榮 

青森県立名久井農業高等学校父母と教師の会  
会長 野 田 尚 志 

青森県教育委員会教育長 和 嶋 延 寿 殿

青森県立三戸高等学校の  
存続を求める要望書



青森県立三戸高等学校と地域の未来を創る会



## 青森県立三戸高等学校の存続を求める要望書

青森県立三戸高等学校は、今年度創立93年目を迎える伝統校であり、大正8年に設立された三戸町立女子実業補修学校を前身とし、昭和2年4月、三戸町立実科高等女学校として開校して以来、「教育の町三戸」を支える高等学校として地域の愛情と期待を受け多くの卒業生を輩出しております。

これまで、三戸高等学校は、さんのへ秋まつりへの山車組参加や、地域における各種ボランティア活動の積極的取組、平成26年閉科となった同校商業科の特色を活かしたビジネス・マネジメントコース生徒による町内出店実習など、様々な場面を通じ地域の歴史、文化、伝統に触れることができる、生徒にとって未来を逞しく生きる教育と体験の場として欠かせない存在となっております。

このほか、平成25年1月三戸町内の小中学校と同校との連携協定以来、高校生による小学生への学習支援や、中学校立志科授業における高校生からの発表・交流の場づくりなど、学力の向上や郷土に誇りを持つ児童・生徒の育成など成果を挙げております。

同校では、令和3年度以降、新たに文理探究コース・みらい探究コースを設置し、独自の授業を通じて、生徒一人ひとりの夢の実現を目指すとしており、町といたしましても、地域の未来を創る貴重な人材を育成するため、資格取得費用の支援を継続してまいりたいと考えております。

現在まで、三戸高等学校の卒業生の多くは、国公立大学への進学や三八地域の企業への就職など、地域の重要な担い手としてご活躍されているところであり、同校の存続は、地域づくりの面からも地域の将来に関わる重要な課題と認識をしております。

私どもは、このような将来につながる地域の課題を共有し解決するため、「青森県立三戸高等学校と地域の未来を創る会」を立ち上げ、町内外から11,473名のご署名を頂きました。同校は、町制施行131周年を迎える当町の教育、歴史、文化、伝統の発展継承に寄与するとともに、三八地域の発展に幅広く貢献しております。今後、三戸高等学校の特色化を活かし明るい未来に向かい存続できることを強く求め署名を提出いたします。

なお、同校では校内に「学校魅力化推進委員会」を設置しており、三戸町職員が参画し魅力化向上への協議を進めております。同委員会において事業が具体化した際には、町からの更なる支援等を検討しているものであることを申し添えます。

令和2年11月11日

青森県立三戸高等学校と地域の未来を創る会  
会長 三戸町長 松尾和



青森県教育委員会教育長 和 嶋 延 寿 殿

青森県立名久井農業高等学校の  
存続を求める要望書



青森県立名久井農業高等学校を応援する会



## 青森県立名久井農業高等学校の 存続を求める要望書

青森県立名久井農業高等学校は、昭和 19 年に創立してから 76 年の長きにわたり地域に根差した高等学校として多くの卒業生を送り出しています。

古くは、昭和 34 年の農ク全国大会女子発表の部における東北初の全国優勝や昭和 49 年の全国高校駅伝大会への初出場、昭和 52 年の県高校アーチェリー競技男子団体初優勝、東北高校駅伝大会初優勝、平成元年の青森県高校男子駅伝競走大会 9 年連続 14 回目優勝などの快挙に加え、近年では、全国学芸サイエンスコンクールでの総理大臣賞受賞や水のノーベル賞ともいわれるストックホルム青少年水大賞のジュニア版で最高賞のグランプリ受賞など、数々の受賞歴を誇ります。

また、農業支援や環境美化活動など、地域活動にも大きく力を入れているほか、授業の一環として行われている苗や野菜、果物、生花の販売などは、地域住民にも親しまれており、地域になくはない高等学校です。

卒業生は、農業経営者としてはもちろんのこと、他の分野においても地域の中心となって活躍されており、地域と共に育ち、地域を育てる高等学校でもあります。その学び舎では現在も在校生たちが、諸先輩の築き上げてきた輝かしい歴史と伝統を継承し、更なる発展に向けて精進を重ねております。

私どもは、「青森県立名久井農業高等学校を応援する会」を立ち上げ、名久井農業高等学校を町内外に P R するとともに署名活動を実施してきたところでありますが、同校が将来にわたり、三八地域の産業振興と地域の発展に貢献し続けていくことを願い、お寄せいただいた 12,059 人分の思いを添えて、当町に存続していくことを、強く求めます。

また、単に要望するばかりではなく、生徒の全国募集にあたり必要となる学生寮の増室・整備の費用につきましては、南部町としても町独自の支援を考えておりますことを申し添えます。

令和 2 年 11 月 11 日

青森県立名久井農業高等学校を応援する会  
会長 南部町長 工 藤 祐

